○七一三・九〇	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの		X	
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄			
○七一四・一〇	カッサバ芋			
	冷凍したもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	一二％	B 10	
	その他のもの			
	粉又はミールのペレット			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	九％	B 10	
○七一四・二〇	かんしょ			
	冷凍したもの	一二％	B 15	
	その他のもの	一二・八％	B 15	
○七一四・九〇	その他のもの			
	冷凍したもの			
	さといも	一〇％	B 7	
	その他のもの	一二％	B 10	
	その他のもの	九％	B 7	
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
○八・〇一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		A	
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
	アーモンド			
○八〇二・一一	殻付きのもの		A	
○八〇二・一二	殻を除いたもの		A	
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）			
○八〇二・二一	殻付きのもの		A	
○八〇二・二二	殻を除いたもの		A	
	くるみ			
○八〇二・三一	殻付きのもの	一〇％	B 5	
○八〇二・三二	殻を除いたもの	一〇％	B 5	
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）	九・六％	B 15	
○八〇二・五〇	ピスタチオナット		A	
○八〇二・六〇	マカダミアナット		A	
○八〇二・九〇	その他のもの			
	びんろう子及びペカン		A	
	その他のもの	一二％	B 10	
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
	生鮮のもの			
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇％	B 10	G
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	二〇％	B 10	G
	乾燥したもの		A	
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇四・一〇	なつめやしの実		A	
○八〇四・二〇	いちじく	三％	B 10	G
○八〇四・三〇	パイナップル		R	
○八〇四・四〇	アボカドー		A	
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		A	
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇五・一〇	オレンジ			
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一六％	B 15	
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	三二％	B 15	
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		R	
○八〇五・四〇	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一〇％	B 15	
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		A	
○八〇五・九〇	その他のもの			
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）		A	
	その他のもの		R	
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇六・一〇	生鮮のもの			
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの	一七％	B 15	
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	七・八％	B 10	
○八〇六・二〇	乾燥したもの		A	
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）			
	メロン（すいかを含む。）			
○八〇七・一一	すいか	六％	B 10	
○八〇七・一九	その他のもの	六％	B 7	
○八〇七・二〇	パパイヤ		A	
○八・〇八	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）			
○八〇八・一〇	りんご	一七％	B 15	
○八〇八・二〇	梨及びマルメロ	四・八％	B 7	
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）			
○八〇九・一〇	あんず	六％	B 7	
○八〇九・二〇	さくらんぼ	八・五％	B 7	
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	六％	B 7	
○八〇九・四〇	プラム及びスロー	六％	B 7	